

# 八王子市廃棄物減量・再利用推進員の活動等に関する要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、市と市民の相互理解によって、ごみ減量・リサイクルを推進し、快適で住みよい八王子を築くことを目的に、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第8条に基づき設置する八王子市廃棄物減量・再利用推進員（以下「推進員」という。）の設置及び活動等について必要なことを定める。

## (担当区域)

**第2条** 推進員の担当区域は、自ら居住する町会・自治会及び住宅管理組合（以下「単位町会」という。）の区域とする。ただし、市全域で行う事業にかかわる活動を行うときは、この限りではない。

## (活動)

**第3条** 推進員は、ごみの減量化や資源化等について、行政と市民をつなぐ地域のリーダーとして、次の事項を担うものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関すること。
  - (ア) ごみ・資源物の出し方や収集日は、収集カレンダーを見て確認するよう働きかける。
  - (イ) 地域の資源集団回収活動を把握し、支援する。
  - (ウ) 地域勉強会や情報交換会を開催する。
  - (エ) リサイクルイベントや環境美化の行事開催を心掛ける。
  - (オ) 収集カレンダーや資源循環部からのお知らせ等の配布について協力する。
  - (カ) 単位町会と連絡を図り、啓発及び情報の把握等を行う。
- (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関すること。
  - (ア) 可燃ごみ、不燃ごみの分別方法や収集日について単位町会及び地域住民に周知を図る。
  - (イ) 古紙や空きびん等の資源物の収集日について単位町会及び地域住民に周知を図る。
  - (ウ) 粗大ごみの出し方について単位町会及び地域住民に周知を図る。
  - (エ) 不法投棄の発見や予防に努める。
  - (オ) ごみ集積所の移設及び形態の変更等、町会・自治会長等と調整を図る。
- (3) 資源物の資源化及び再利用の促進に関すること。
  - (ア) 古紙の分別や収集品目の徹底を単位町会及び地域住民に呼びかける。
  - (イ) 空きびん等の収集日や排出方法の徹底を単位町会及び地域住民に呼びかける。
  - (ウ) 紙パック、発泡トレーやペットボトル等の回収拠点を単位町会及び地域住民に周知を図る。
  - (エ) 再生品の利用拡大を地域で呼びかける。
  - (オ) 単位町会に資源集団回収活動への参加を呼びかける。
- (4) その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関すること。
  - (ア) 集積所に不法に投棄された粗大ごみの状況を把握し、対処について担当の清掃事業所と調整を行う。
  - (イ) 集積所に事業系ごみが出ているのを発見した時は、担当の清掃事業所にその旨を報告する。

(ウ) 単位町会の清掃及びリサイクル事業に関する意見等を集約し市に連絡する。

**(定数等)**

**第4条** 推進員の数は、単位町会の世帯数に応じ、別表に定める人数とする。ただし、市長が特別に認めるときは、この限りではない。

**(任期)**

**第5条** 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。

**(推薦)**

**第6条** 市長は、条例第8条に定めた者を推進員として単位町会の長に推薦を依頼することができる。

2 単位町会の長は、前項の推薦をする場合、その単位町会の区域内に居住する者の中から、次の資質を有する者を第1号様式の廃棄物減量・再利用推進員（リサイクル推進員）推薦書により推進員として推薦するものとする。

- (1) 廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進に熱意と識見を有する者
- (2) ごみ問題に理解と意欲のある者
- (3) 地域住民のリーダーとして活動できる者

**(推進員の変更)**

**第7条** 単位町会の長は、次条により市長が依頼した推進員を、任期の途中で変更する必要が生じたときは、第2号様式の廃棄物減量・再利用推進員（リサイクル推進員）変更届兼推薦書によりその旨を届出るとともに、前条第2項の要件に該当する者を新たに推進員として推薦するものとする。

**(依頼)**

**第8条** 市長は、第6条又は前条により推薦を受けた者を推進員として依頼する。ただし、単位町会が組織されていない区域については、その限りではない。

**(報告)**

**第9条** 推進員は活動の内容について、必要がある時は、第3号様式の活動報告書により市長に報告するものとする。

- (1) 年1回の定期的な報告

**(推進員証等の交付)**

**第10条** 市長は、推進員に第4号様式の八王子市廃棄物減量・再利用推進員証を交付する。また、第5号様式の腕章を貸与する。

**(連絡会議及び研修会)**

**第11条** 市との連絡調整及び推進員相互の情報交換等を図るために、市長は、連絡会議及び各種研修会を開催する。

**(庶務)**

**第12条** 推進員に関する庶務は、資源循環部ごみ減量対策課において行う。

(通称)

**第13条** 推進員の通称を「リサイクル推進員」と称する。

(保障)

**第14条** 市長は、第3条に掲げた事項に関し、推進員の身体に危害が生じた場合、その損害を保障する。

附則（平成8年3月19日決裁）

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附則（平成10年3月9日決裁）

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附則（平成13年7月23日決裁）

この要綱は、平成13年7月23日から実施する。

附則（平成18年2月28日決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附則（平成23年3月1日決裁）

この要綱は、平成23年3月1日から実施する。

附則（平成24年5月30日決裁）

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附則（平成25年8月26日決裁）

この要綱は、平成25年8月26日から実施する。

附則（令和2年7月22日決裁）

この要綱は、令和2年7月22日から実施する。

附則（令和4年2月1日決裁）

この要綱は、令和4年2月1日から実施する。

別表

単位町会世帯数	推進員数
299世帯以下	1
300世帯以上	2以上